

## ○外国語学部専門教育科目試験に関する内規

〔平成20年12月4日  
制 定〕

最近改正 平26. 1. 9

(趣旨)

**第1条** この内規は、大阪大学外国語学部規程及び大阪大学外国語学部履修規程（以下「履修規程」という。）に定める外国語学部専門教育科目（以下「専門教育科目」という。）の授業科目の試験、追試験、不正行為等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** 履修規程第5条に規定する「不正行為」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 持込を許可されたテキスト、ノート、辞書等以外のものを使用した場合
- (2) カンニングペーパーの使用等カンニングとみなされる行為を行った場合
- (3) 代人受験とみなされる行為を行った場合
- (4) その他試験監督者の指示に従わない場合
- (5) 授業担当教員が成績評価の対象として求めるレポート等の提出物において、他人の論文、著作、レポート、ウェブサイト、インターネット投稿、講義配布物（公表・未公表を問わない。）の一部又は全部を剽窃した場合

(不正行為を発見した場合の処置)

**第3条** 授業担当教員又は試験監督者は、専門教育科目の授業科目の試験（履修規程第4条に定める追試験を含む。以下「試験」という。）において前条に定める不正行為を発見した場合は、当該不正行為を行った者に対し、直ちに試験を中止させ、学生証、答案等及び当該不正行為の証拠となるものがある場合についてはそれを没収した上で、試験室からの退室及び言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室（以下「箕面事務室」という。）への出頭を命じるとともに、当該試験終了後、直ちに箕面教務室長に、当該不正行為の事実を報告し、没収した学生証等を引き渡すものとする。

(教育課程上の処分の手続)

**第4条** 箕面事務室長は、前条の報告を受けた場合は、当該授業担当教員等とともに不正行為を行った者から事情を聴取した上で、不正行為に関する調書（別記様

式）を作成し、外国語学部教務委員会の審議に付すものとする。

2 試験において第2条に定める不正行為を行った者に対する教育課程上の処分については、外国語学部教務委員会が決定し、外国語学部教授会に報告する。

**附 則**

この内規は、平成20年12月4日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成26年1月9日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

外国語学部教務委員会委員長 殿

言語文化研究科・外国語学部事務部  
箕面事務室長 印

試験監督者からの不正行為の報告に基づき、下記のとおり調書を作成しましたので報告します。

記

### 不正行為に関する調書

- 1 不正行為があった授業科目名
- 2 不正行為があった試験の日時
- 3 不正行為を行った者の所属・学年・学生番号・氏名
- 4 不正行為の内容
- 5 その他特記すべき事項

本人署名 \_\_\_\_\_ 印

試験監督者氏名 \_\_\_\_\_ 印